

別表（第4条関係）

種類	基準額	基準額に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500円	①補聴器本体（電池を含む。）	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900円	②イヤーマールド	
高度難聴用ポケット型	53,500円		
高度難聴用耳かけ型	55,900円		
重度難聴用ポケット型	68,500円		
重度難聴用耳かけ型	80,700円		
耳あな型（レディメイド）	101,500円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	74,100円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500円	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ	
FM型補聴器（デジタル無線方式のものを含む。）	97,300円	受信機	
	135,400円	ワイヤレスマイク（充電電池を含む。）	
	5,250円	オーディオチュー	
補聴器の修理	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に定める補聴器の修理部位に係る価格		

備考

- 1 イヤーマールドを必要としない場合は、基準額から9,500円を差し引いた額とする。
- 2 平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,800円を差し引いた額とする。

- 3 気導式補聴器（ポケット型、耳かけ型及び耳あな型）及び骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導式補聴器において補聴効果が認められる場合には、軟骨伝導式補聴器を骨導式眼鏡型とみなして選定することができる。
- 4 FM型補聴器の基準額は、基準額に含まれるもののうち必要な物それぞれの基準額を加算した額とする。
- 5 第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、ワイヤレスマイクは、1台分のみを助成の対象とする。